

第4期度会町障害福祉計画

平成 27 年3月

度 会 町

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の経緯と背景.....	1
2 第4期計画策定に向けて踏まえるべきポイント.....	3
3 第4期計画における留意点.....	4
4 計画の性格.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	7
1 障がいのある人の推移.....	7
2 アンケート調査結果からみる現状.....	9
3 障害福祉サービスの提供状況.....	18
4 障害児支援事業の提供状況.....	21
5 地域生活支援事業の提供状況.....	22
第3章 サービス等の見込量と方策	25
1 基本目標と計画の支援.....	25
2 平成29年度における成果目標.....	27
3 障害福祉サービスの見込量と方策.....	30
4 障害児支援事業の見込量と方策.....	35
5 地域生活支援事業の見込量と方策.....	37
第4章 計画の推進	44
1 関係各課・関係機関・関係団体との連携.....	44
2 計画の点検・評価体制.....	44
資料編	45
1 計画策定の経過.....	45
2 度会町保健福祉事業計画策定委員会委員名簿.....	46
3 用語解説.....	47

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の経緯と背景

近年においては、少子高齢社会の進展とともに、障がいのある人の人口も増加傾向にあり、障がいの重度・重複化や障がいのある人の高齢化が進んでいます。また、家族関係や地域社会が大きく変化し、住民の価値観や生活様式が多様化するなかで、障がいのある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することがこれまで以上に重要となっています。

度会町においては、平成 19 年 3 月に障害者基本法に基づく「度会町障害者基本計画」と障害者自立支援法に基づく「度会町障害福祉計画」を策定し、社会参加の支援や社会環境の整備等をめざした障害福祉サービス等の充実に努め、平成 24 年 3 月には「度会町第 2 次障害者基本計画及び第 3 期障害福祉計画」を策定して、相談支援や就労支援の強化等、一層の施策の充実に努めてきたところです。

その間、国においては、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われました。また、障がいのある人への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成 26 年 1 月 20 日に国連事務局に批准書が寄託され、同年 2 月 19 日に「障害者権利条約」が発効となりました。平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では障がいのある人の定義を見直したほか、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現をめざします。そのため、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障害福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成 26 年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「第 4 期度会町障害福祉計画」（以下、本計画）を策定しました。

○「障がい者」の定義

手帳所持の有無にかかわらず、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人」のことを指します。

（障害者基本法第 2 条第 1 項より抜粋）

障害福祉制度の変遷（国の動向）

平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の 3 障害のサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

平成 19 年 9 月 「障害者の権利に関する条約」に署名

- 内容（全 50 条） 障害者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用等の社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保。障害に基づく差別の禁止等

平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成 22 年 12 月 17 日の
「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日公布・施行
- 平成 23 年 10 月 1 日施行
- 平成 24 年 4 月 1 日施行
- ・ 利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
- ・ 障害福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日公布・施行
- ・ 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者総合支援法」制定

- 平成 25 年 4 月 1 日施行
- ・ 社会モデルに基づく理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加等

「障害者差別解消法」制定

- 平成 25 年 6 月 19 日成立
平成 28 年 4 月 1 日施行
- ・ 差別の禁止、人権被害救済などを規定

平成 26 年 2 月 「障害者の権利に関する条約」 発効

- 平成 26 年 4 月 1 日施行
- ・ 障害者支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの統合、地域移行支援の対象拡大

2 第4期計画策定に向けて踏まえるべきポイント

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、「障害者総合支援法」の施行や障がいのある人の範囲が拡大されたほか、障害福祉サービス等に改正が行われました。本計画において踏まえるべきポイントについて以下に示します。

(1) 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

(2) 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障がいのある人であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障がいのある人・精神障がいのある人に拡大しています。

(3) 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障がいのある人の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

(4) 地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする人を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人であって厚生労働省令で定めるものが追加されました。

(5) 地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、① 障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発、② 障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④ 意思疎通支援を行う者の養成が追加されました。

3 第4期計画における留意点

(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいのある人等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう度会町を実施主体の基本とし、障害福祉サービスの対象となる障がいのある人等の範囲を身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障がいのある子どもとします。

また、発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっていることや難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

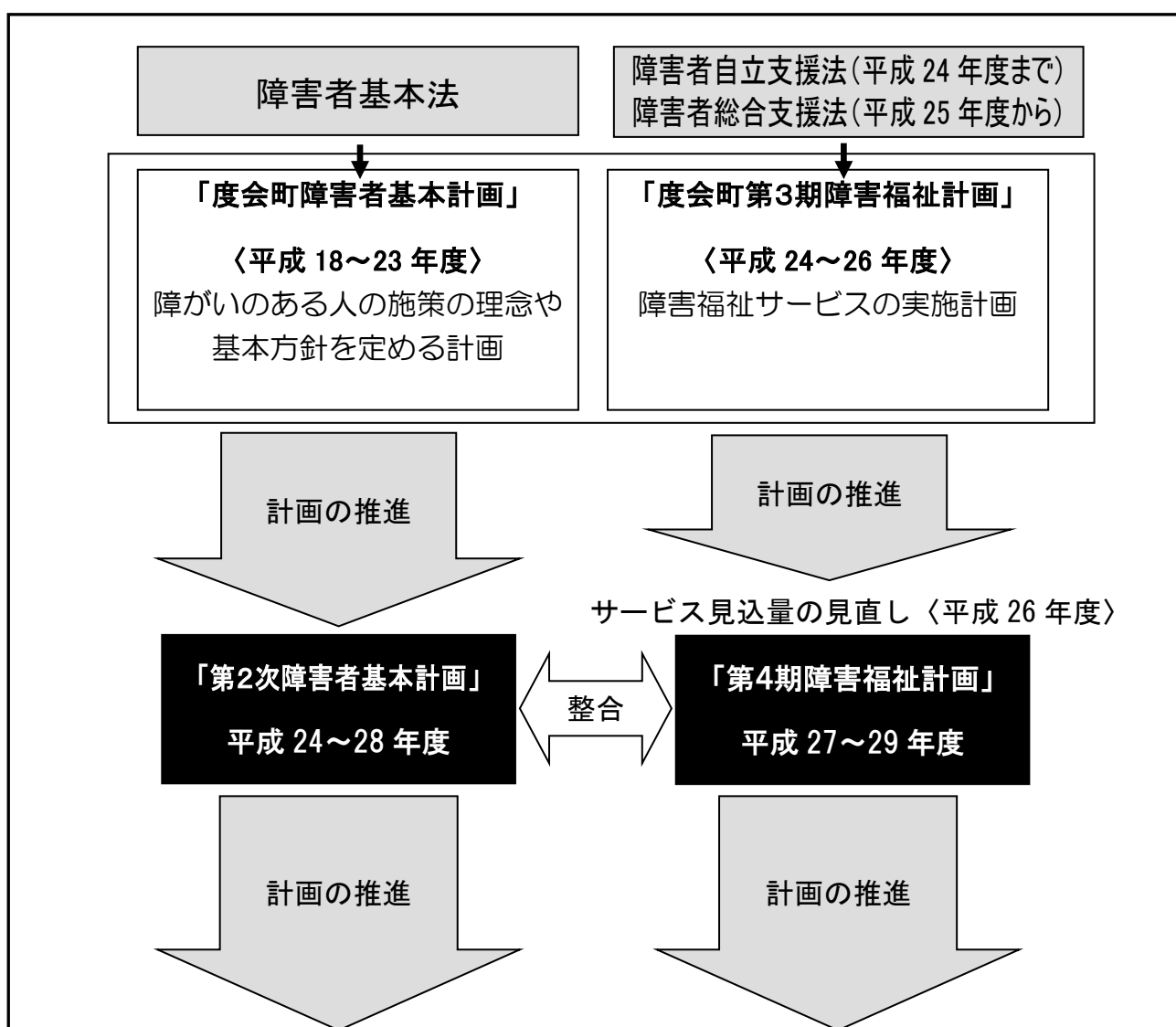
障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4 計画の性格

(1) 計画の法的な位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保策等について定めるものです。

また、本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」との調和が保たれた計画として策定します。



(2) 計画の期間

「第4期度会町障害福祉計画」の計画期間は、国の方針に基づき、平成27年度から平成29年度の3年間とします。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第3期度会町障害福祉計画			第4期度会町障害福祉計画			第5期度会町障害福祉計画		
第2次障害者基本計画					第3次障害者基本計画			

(3) 計画の対象

この計画における「障がいのある人」とは、手帳所持の有無にかかわらず、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人」（障害者基本法第2条第1項）を計画の対象とします。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 障がいのある人の推移

(1) 人口・世帯数の推移

度会町の人口の推移をみると、平成21年度から減少傾向にあり、平成25年度には、8,796人と平成21年度と比べて302人減少しています。

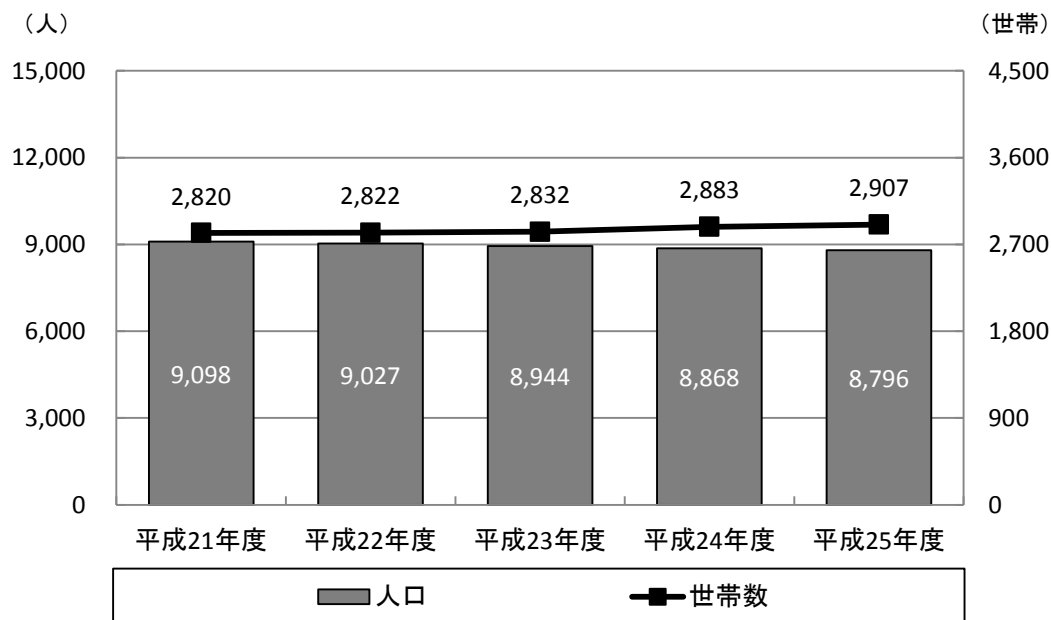
また、世帯数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成25年度では2,907世帯となっています。

■人口・世帯数の推移

(単位:人、世帯)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人口	9,098	9,027	8,944	8,868	8,796
世帯数	2,820	2,822	2,832	2,883	2,907

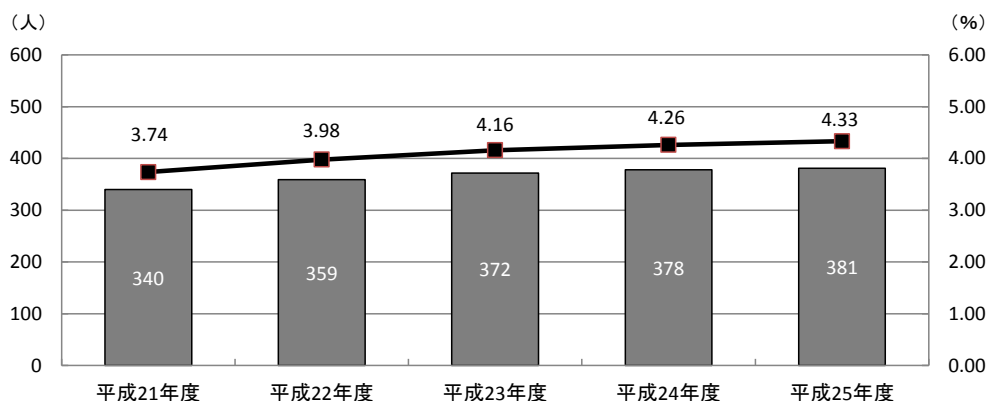
資料:住民基本台帳(各年3月末現在)



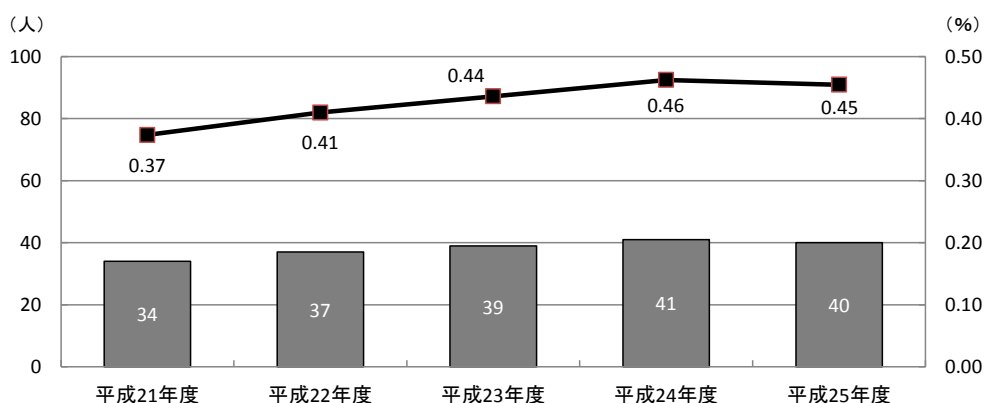
(2) 障害者手帳の交付状況

度会町の障害者手帳所持者数の推移をみると、3手帳ともに増加傾向がみられます。特に、身体障害者手帳所持者数については、平成21年度から平成25年度にかけて41人と大きく増加しています。療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ほぼ横ばいに推移していますが、5年間の推移の中で徐々に増加していることがうかがえます。

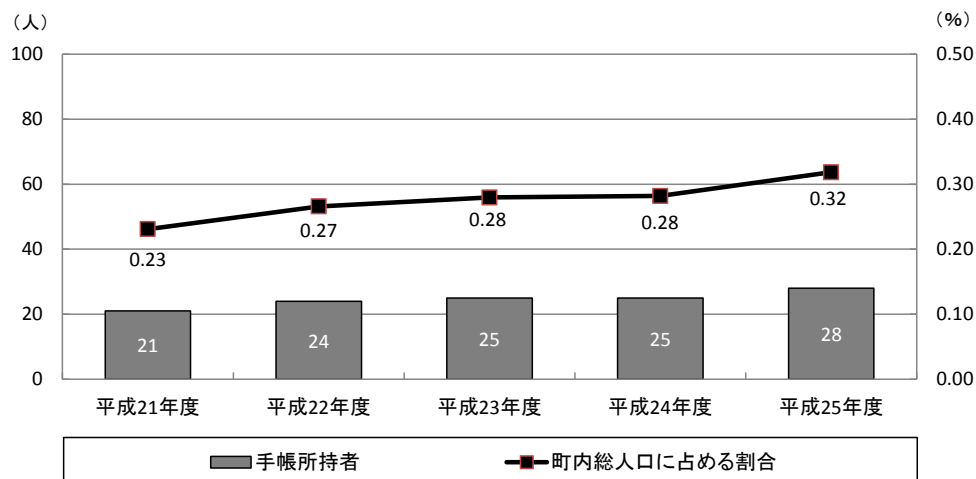
■身体障害者手帳所持者数



■療育手帳所持者数



■精神障害者保健福祉手帳所持者数



2 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の目的及び設計・回収結果

①調査の目的

本調査は、今後の障害福祉サービス利用のより円滑な運営に役立てることを目的に実施しました。

②調査設計及び回収結果

調査地域：度会町全域

調査対象者：身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

抽出方法：無作為抽出

調査期間：平成26年9月3日～9月18日

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査対象者数(配布数)	有効回答数	有効回答率
441	259	58.7

③調査設計及び回収結果

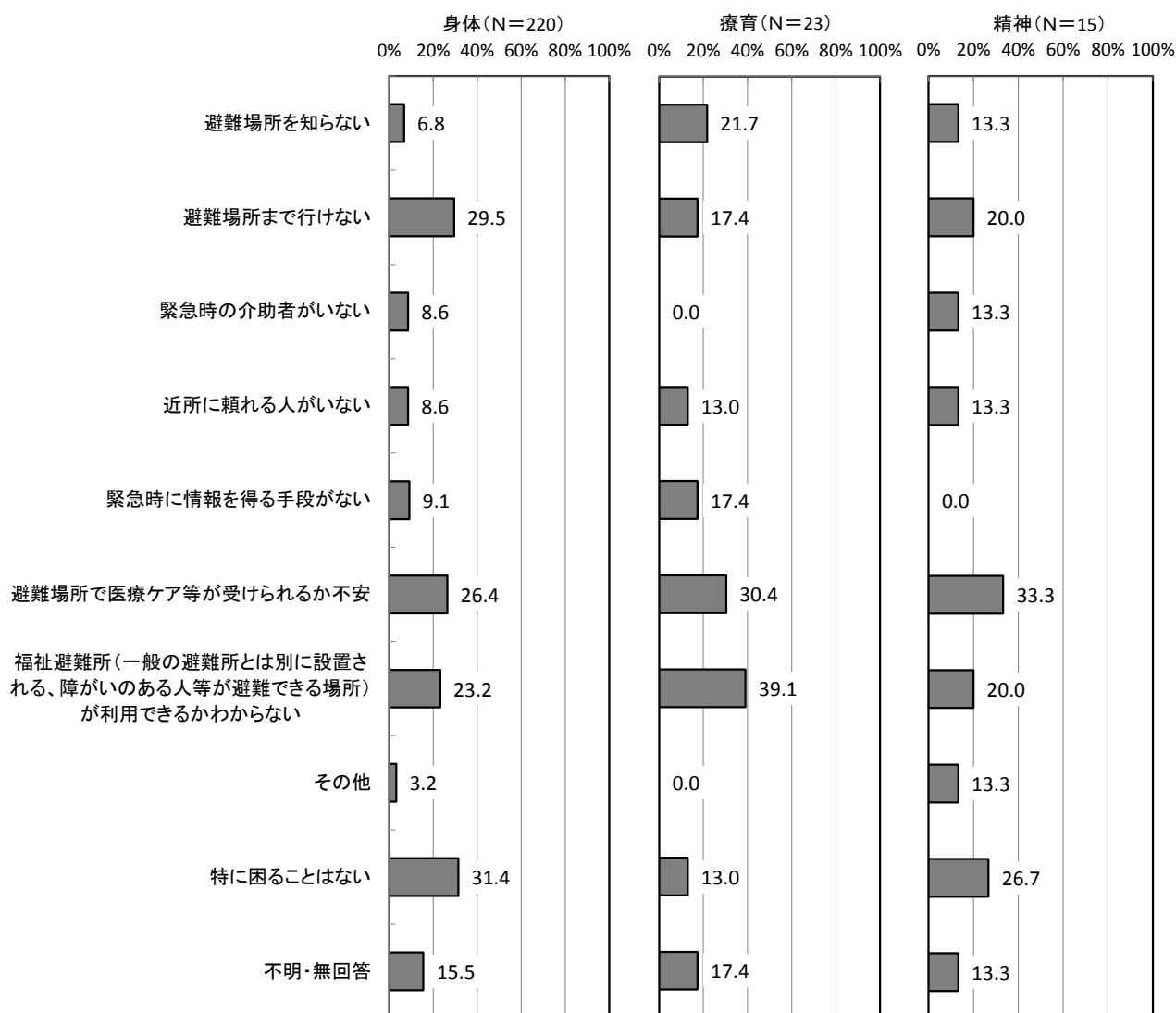
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- アンケート調査は、それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが繁雑になる場合は省略しています。

(2) 調査結果の概要

①安全・安心について

○地震等の災害のときに困ることは何ですか。(複数回答)

災害発生時に困ることについてみると、身体では「避難場所まで行けない」(29.5%)、療育では「福祉避難所（一般の避難所とは別に設置される、障がいのある人等が避難できる場所）が利用できるかわからない」(39.1%)、精神では「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」(33.3%)が最も高くなっているなど、障害種別によって災害時に困ることが異なっています。



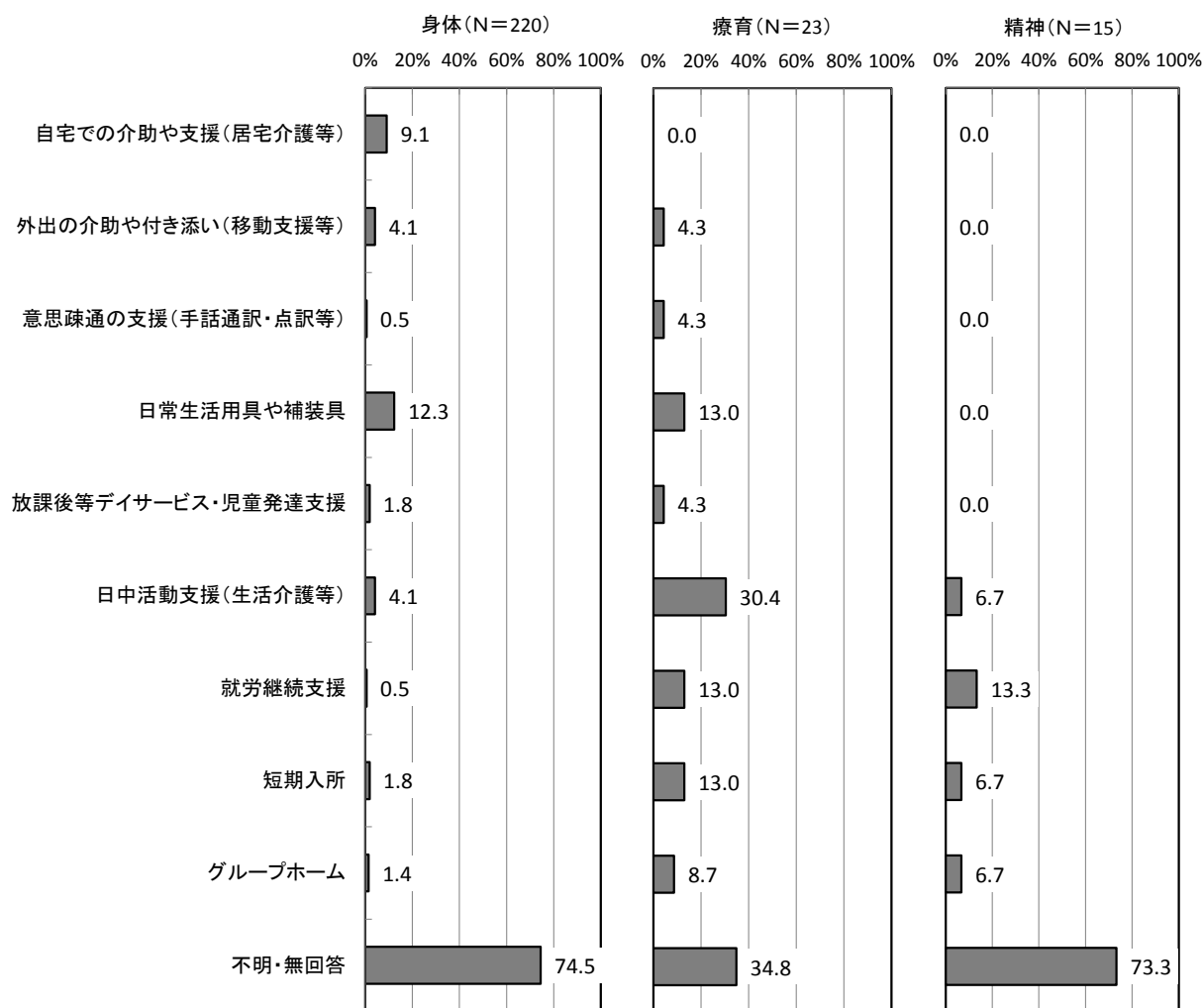
②障害福祉サービス等について

○「あなた」は次の福祉サービスを利用していますか。また将来利用したいですか。

(複数回答)

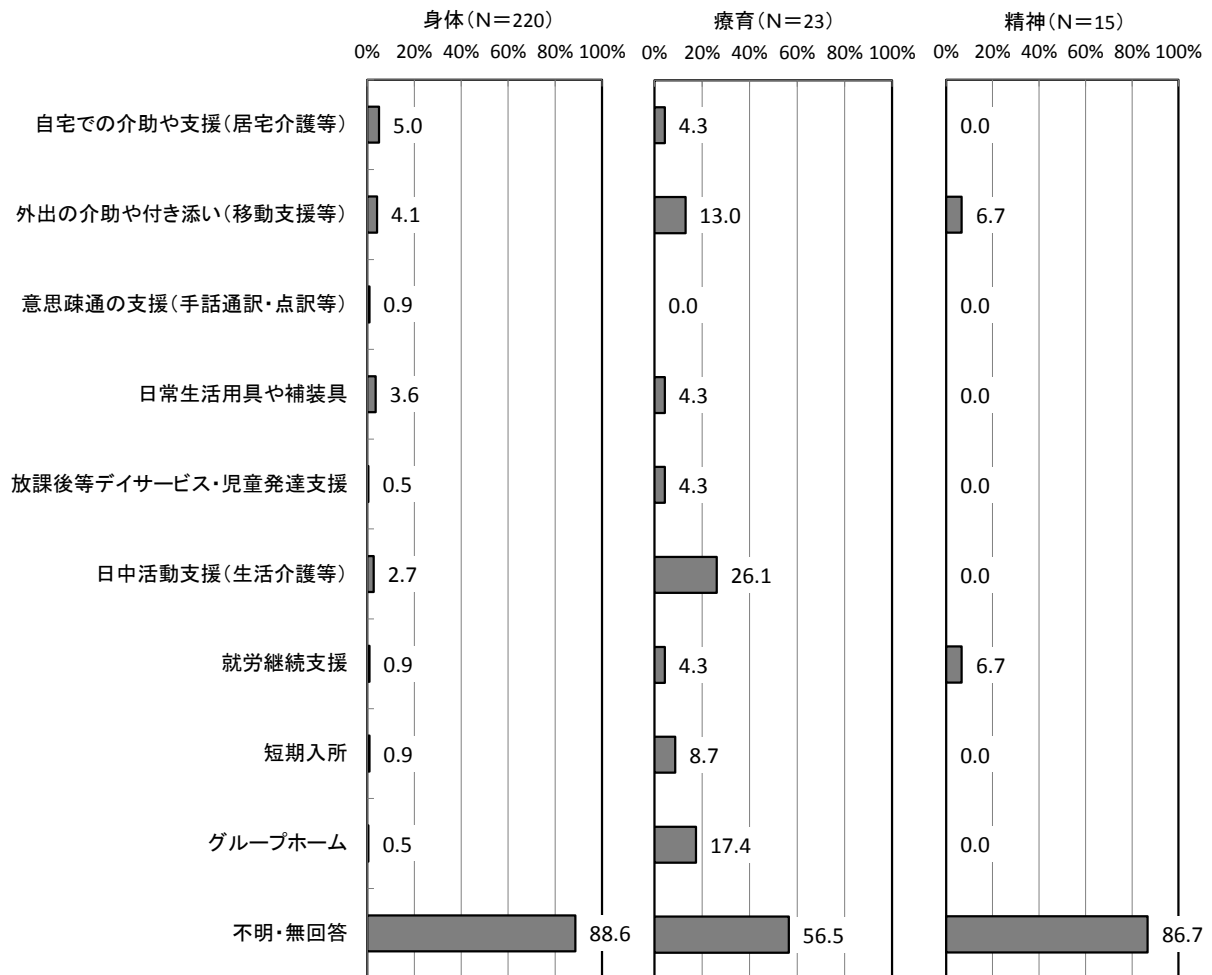
【現在利用している】

身体では「日常生活用具や補装具」(12.3%)が最も高く、次いで「自宅での介助や支援(居宅介護等)」(9.1%)となっています。療育では「日中活動支援(生活介護等)」(30.4%)が最も高く、次いで「日常生活用具や補装具」「就労継続支援」「短期入所」(13.0%)が同率となっています。精神では「就労継続支援」(13.3%)が最も高く、次いで「日中活動支援(生活介護等)」「短期入所」「グループホーム」(6.7%)が同率となっています。



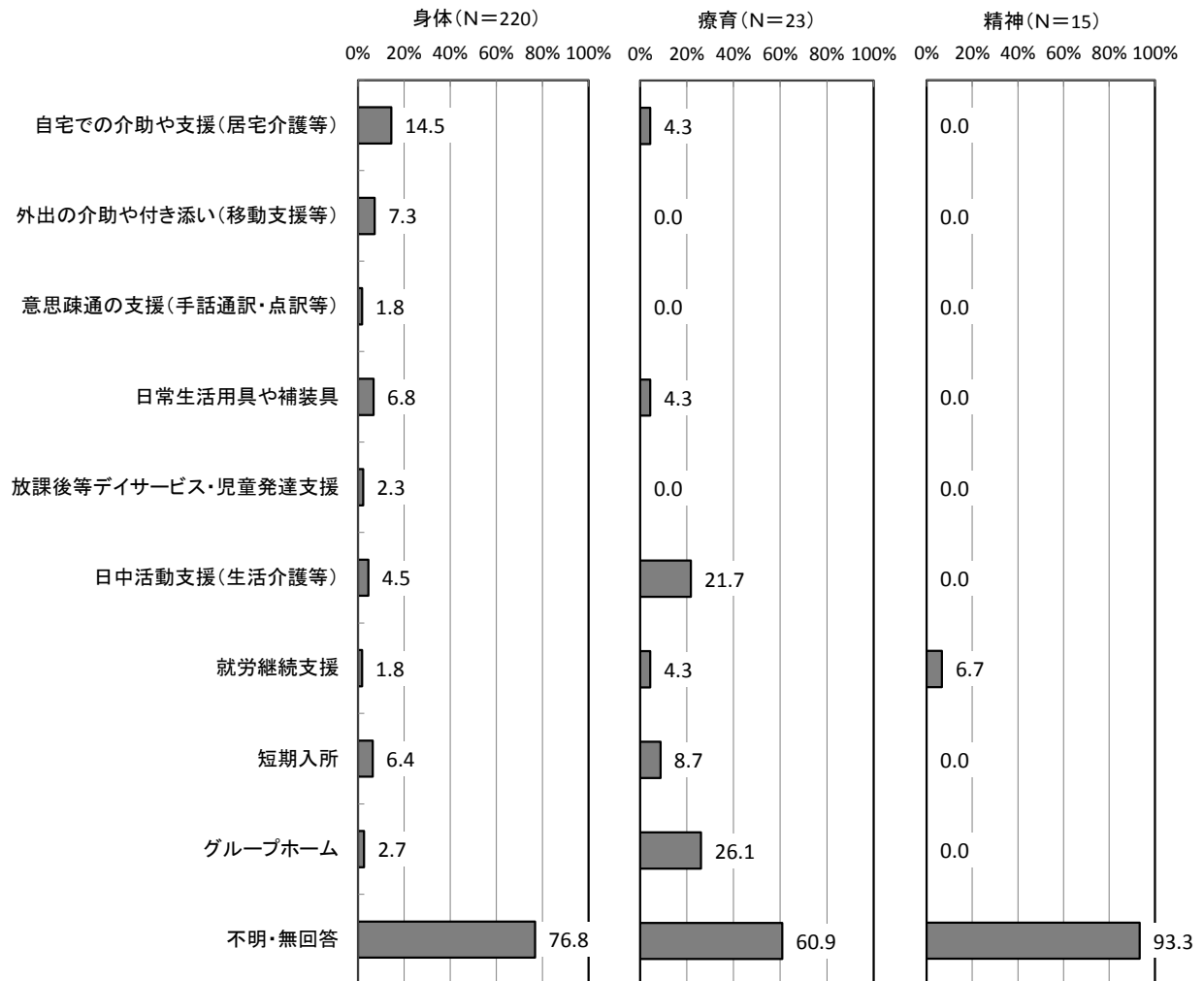
【3年以内に利用したい】

身体では「自宅での介護や支援（居宅介護等）」（5.0％）が最も高く、次いで「外出の介護や付き添い（移動支援等）」（4.1％）となっています。療育では「日中活動支援（生活介護等）」（26.1％）が最も高く、次いで「グループホーム」（17.4％）となっています。精神では「外出の介助や付き添い（移動支援等）」「就労継続支援」（6.7％）が同率となっています。



【将来（3年以降に）利用したい】

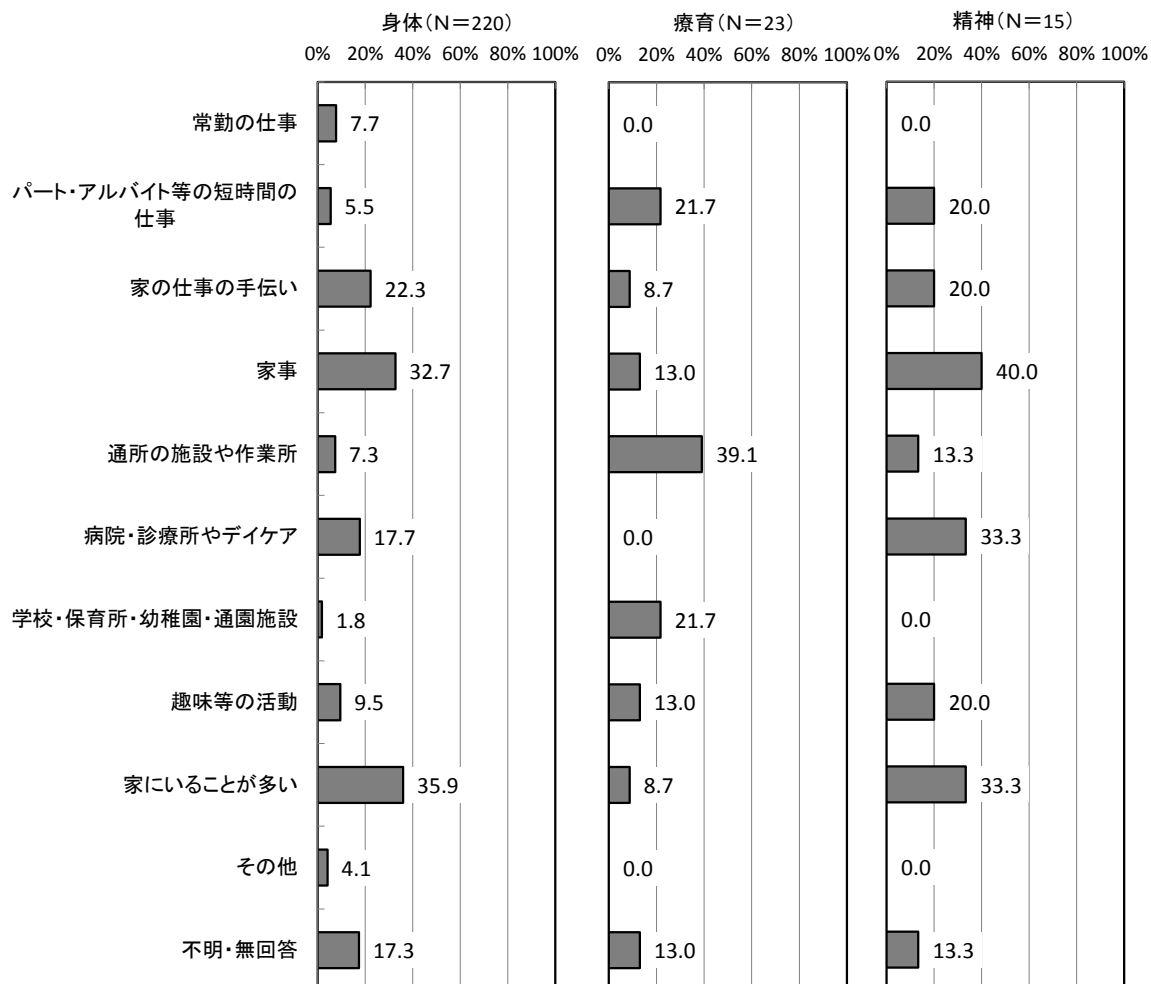
身体では「自宅での介助や支援（居宅介護等）」（14.5%）が最も高く、次いで「外出の介助や付き添い（移動支援等）」（7.3%）となっています。療育では「グループホーム」（26.1%）が最も高く、次いで「日中活動支援（生活介護等）」（21.7%）となっています。精神では「就労継続支援」（6.7%）となっています。



③平日の過ごし方について

○ふだんの平日の昼間は何をしていますか。(複数回答)

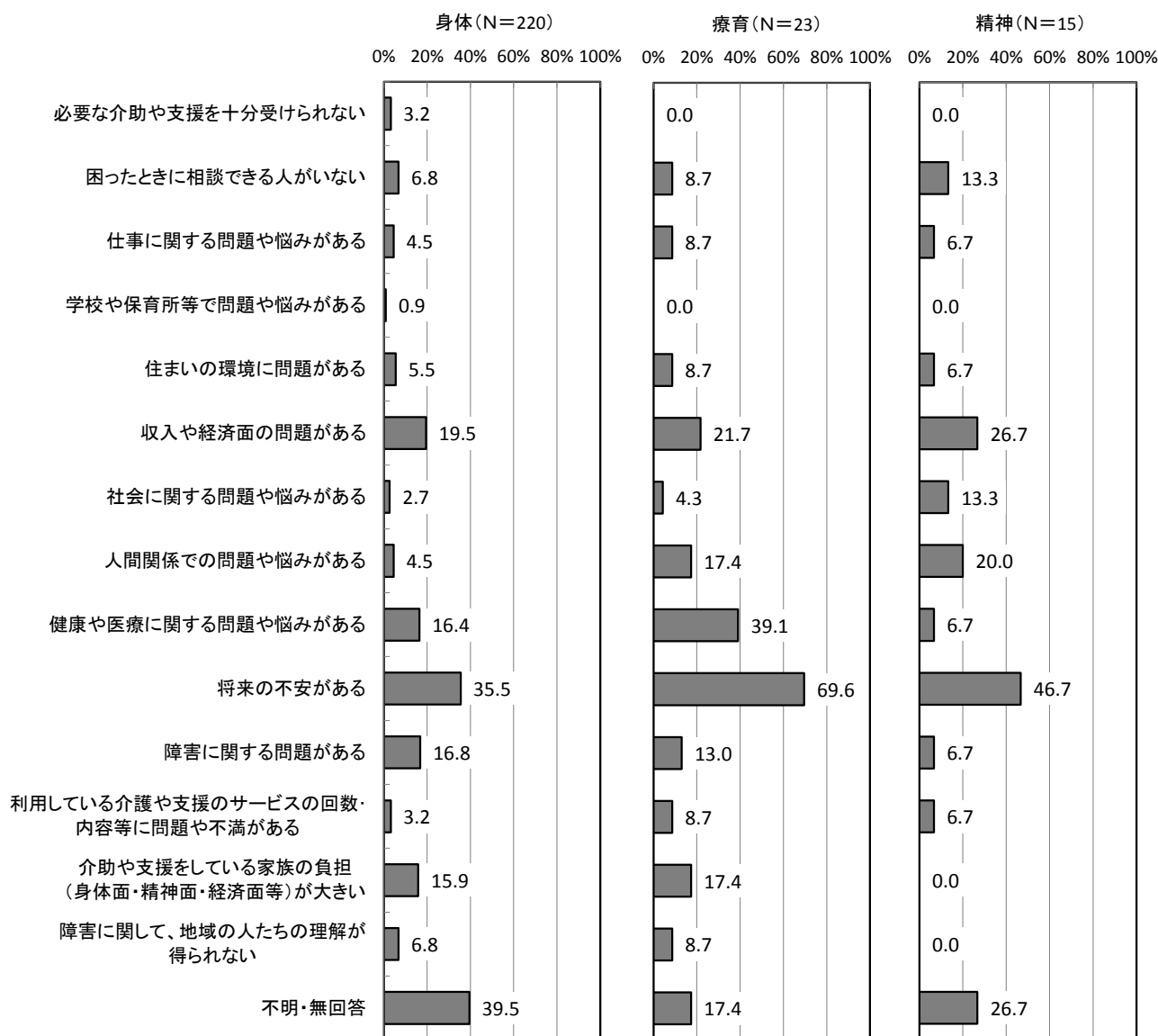
日中の主な過ごし方についてみると、身体では「家にいることが多い」(35.9%)、療育では「通所の施設や作業所」(39.1%)、精神では「家事」(40.0%)が最も高くなっているなど、障害種別によって異なります。



④困っていることについて

○現在の生活の中で困っていることや不安なことがありますか。(複数回答)

現在、生活の中で困っていることや不安なことについてみると、身体・療育・精神ともに「将来の不安がある」が最も高く、3割以上となっています。その他では、健康面や収入面での不安が高くなっています。

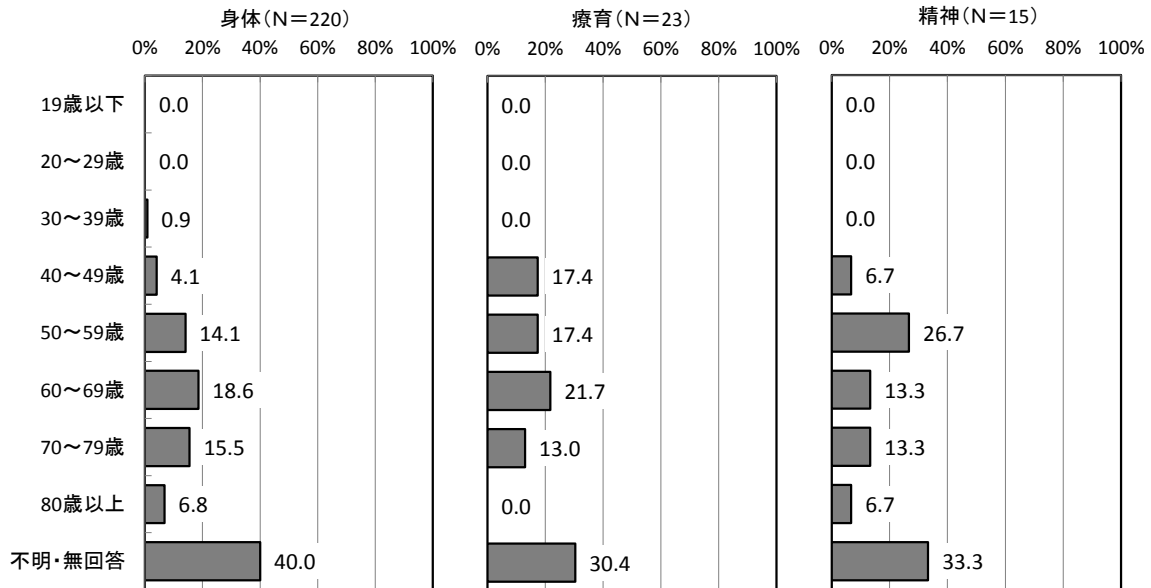


⑤主な介助者もしくはご家族やご親せきの方について

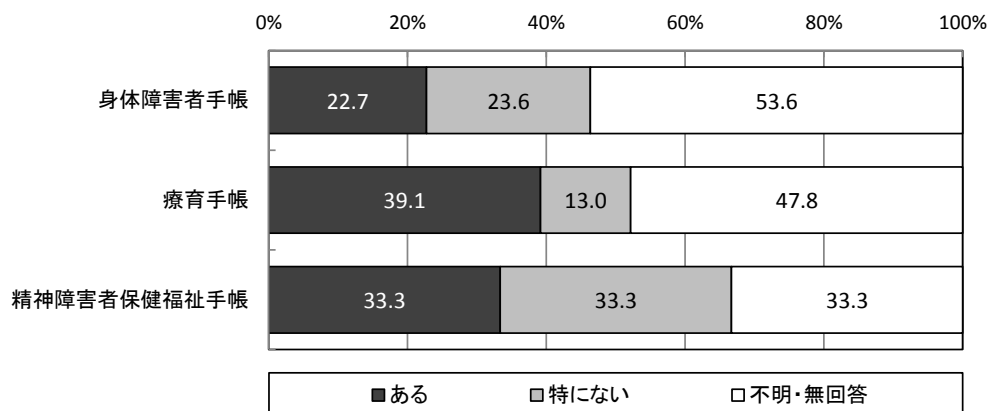
介助者の年齢についてみると、身体では「60～69歳」(18.6%)、療育では、「60～69歳」(21.7%)、精神では「50～59歳」(26.7%)が最も高くなっています。

介助をしていく上での不安についてみると、身体では「特にない」(23.6%)と高くなっている一方、療育では「ある」(39.1%)、精神でも「ある」(33.3%)と高くなっています。介助者の高齢化、経済面等の負担が主な原因であることがうかがえます。

○介助者の方の年齢はおいくつですか。(単数回答)



○今後、介助をしていくうえで不安に思うことはありますか。(単数回答)



【「ある」と答えた方】 具体的にご記入ください

介助者が高齢になると、介護ができなくなる

介助者が働けなくなったときの経済面・金銭面が不安

重度化したり、病気を患ったりしたときにどう対応したらよいかわからない

本人がサービスを利用することに対して消極的

災害時にどのように避難するのか心配



3 障害福祉サービスの提供状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）は、いずれも計画値を下回っています。なお、「重度訪問介護」と「同行援護」は本町において実績はありませんでした。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護	人	実績値	3	4	3
		計画値	13	14	15
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	実績値	24	48	33
		計画値	80	86	91

※平成 26 年度分については、平成 26 年 6 月末時点の実績からの見込み数値
実績値及び計画値ともに、1 か月毎の利用者数を足したものを 12 か月で除した数値

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、「就労継続支援（B型）」の人日分が、計画値を上回る実績となっています。また、「療養介護」の利用者は、いずれの年度も見込みどおりの実績となっています。「生活介護」、「短期入所」は、計画値を下回る実績となっており、「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」は実績がありませんでした。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人	実績値	18	20	20
		計画値	20	22	24
	人日分	実績値	358	400	414
		計画値	400	430	460
自立訓練 (機能訓練)	人	実績値	1	0	0
		計画値	1	2	2
	人日分	実績値	21	0	0
		計画値	26	31	35

※平成 26 年度分については、平成 26 年 6 月末時点の実績からの見込み数値
実績値及び計画値ともに、1 か月毎の利用者数を足したものを 12 か月で除した数値

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練 (生活訓練)	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	1	2
	人日分	実績値	0	0	0
		計画値	0	22	44
就労移行支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	22	22	44
	人日分	実績値	0	0	0
		計画値	20	20	40
就労継続支援 (A型)	人	実績値	0	1	2
		計画値	1	1	2
	人日分	実績値	0	19	43
		計画値	20	20	40
就労継続支援 (B型)	人	実績値	7	6	7
		計画値	7	8	9
	人日分	実績値	121	102	116
		計画値	85	95	105
療養介護	人	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
短期入所	人	実績値	4	4	3
		計画値	7	8	9
	人日分	実績値	20	15	9
		計画値	60	65	70

※平成 26 年度分については、平成 26 年6月末時点の実績からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを 12 か月で除した数値

(3) 居住系サービス

居住系サービスでは、「共同生活援助・共同生活介護」は、平成 24 年度から平成 26 年度ともに計画値を下回っています。「施設入所支援」はほぼ計画値どおりの実績となっています。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 共同生活介護	人	実績値	2	2	2
		計画値	3	4	4
施設入所支援	人	実績値	11	11	11
		計画値	11	11	12

※平成 26 年度分については、平成 26 年 6 月末時点の実績からの見込み数値
実績値は 1 か月毎の利用者数を足したものを 12 か月で除した数値

(4) 相談支援

「計画相談支援」は、平成 24 年度から原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する人について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成（指定相談支援事業者が作成する計画にかえて、セルフプランを作成することも可。）が必要となるなど、対象者の拡大が図られたことから、計画値を多く設定していましたが、いずれの実績も計画値を下回っています。しかしながら、平成 25 年 5 月に町内に計画相談支援事業所が立ち上がり、平成 26 年には、地域包括支援センター内で計画相談支援を受けられる体制を整備したことから、利用者は徐々に増加しています。

また、「地域移行支援」「地域定着支援」は実績がありませんでした。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人	実績値	0	1	3
		計画値	1	5	10
地域移行支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	1	1
地域定着支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	1	1

※平成 26 年度分については、平成 26 年 6 月末時点の実績からの見込み数値
実績値は年間トータル利用者数を 12 か月で除した数字

4 障害児支援事業の提供状況

(1) 障害児通所支援

障がいのある子どもを対象としたサービスについては、「児童福祉法」改正により、平成 24 年度から障害種別で分かれていた体系が一元化されました。加えて、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障がいのある子どもの支援体制の強化が図られています。

「児童発達支援」は、計画値どおり、または計画値を上回る実績となっています。「放課後等デイサービス」は、計画値を下回る実績となっており、「障害児相談支援(通所)」は平成 25 年度以降に、実績が見られています。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	人	実績値	1	2	3
		計画値	1	2	2
	人日分	実績値	6	4	8
		計画値	2	4	4
放課後等 デイサービス	人	実績値	3	3	3
		計画値	4	4	4
	人日分	実績値	9	11	8
		計画値	25	25	25
障害児相談支 援(通所)	人	実績値	0	1	1
		計画値	1	0	0

※平成 26 年度分については、平成 26 年 6 月末時点の実績からの見込み数値
実績値は年間トータル利用者数を 12 か月で除した数字

5 地域生活支援事業の提供状況

(1) 相談支援事業

「障害者相談支援事業」については、計画値を下回っているものの、平成 25 年から実績が見られています。「地域自立支援協議会」は 1 か所設置されており、継続的に運営されています。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	か所	実績値	0	1	1
		計画値	2	3	4
地域自立支援協議会	か所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1

(2) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」については、平成 26 年まで必要とされる方がいないことから、計画値に対して実績はありません。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	か所	実績値	0	0	0
		計画値	2	3	4

(3) コミュニケーション支援事業

「コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）」については、平成 26 年まで必要とされる方がいないことから、計画値に対して実績はありません。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	人	実績値	0	0	0
		計画値	1	2	2

※平成 26 年度分については、平成 26 年 6 月末時点の実績からの見込み数値
実績値は年間トータル利用者数を 12 か月で除した数字

(4) 日常生活用具給付等事業

「日常生活用具給付等事業」については、実績値が計画値を上回っており、計画値と比べ、ほぼ2倍近く多くなっています。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日常生活用具 給付等事業	件	実績値	209	210	240
		計画値	110	115	120

※平成 26 年度分については、平成 26 年度途中実績からの見込み数値
実績値は年間トータル利用者数を 12 か月で除した数字

(5) 移動支援事業

「移動支援事業」については、実績値が計画値を下回っており、いずれも平成 24 年度に比べ、平成 25 年度の数値が少なくなるという推移を示しています。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	時間/月	実績値	9.7	5.4	6.2
		計画値	15	10	10

※平成 26 年度分については、平成 26 年度途中実績からの見込み数値
実績値は年間トータル利用者数を 12 か月で除した数字

(6) 地域活動支援センター

「地域活動支援センター」については、平成 24 年度以降に 1 か所設置すると見込んでいましたが、設置には至っておらず、実績は 0 となっています。

	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援 センター	か所	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
	人	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	2

※平成 26 年度分については、平成 26 年 6 月末時点の実績からの見込み数値
実績値は年間トータル利用者数を 12 か月で除した数字

(7) その他の事業

その他の事業では、「日中一時支援事業」については、実績値が計画値を上回っています。「社会参加促進事業」については、平成25年度まで実績がありませんでしたが、平成26年度には計画値を上回る実績値を示しています。

	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	人	実績値	9	8	9
		計画値	6	6	7
社会参加促進事業	人	実績値	0	0	2
		計画値	1	1	1

※平成26年度分については、平成26年6月末時点の実績からの見込み数値
実績値は年間トータル利用者数を12か月で除した数字



第3章 サービス等の見込量と方策

1 基本目標と計画の支援

(1) 基本目標

これまでの計画の基本理念である「連携と障害者福祉の充実」を基本的な考え方とし、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法（平成23年8月改正）の目的を踏まえつつ、計画の基本目標を以下のように定めます。

ともに住みやすい度会町をめざして
～障がいの有無にかかわらず、すべての人が心豊かに、
暮らせる度会町をみんなで実現する～

(2) 計画の視点

本計画では、「ともに住みやすい度会町をめざして」という基本目標の実現を図るため、度会町第2次障害者基本計画の4つの視点をもとに、取り組みを進めていきます。

生きがいのある暮らしづくり

～社会参加の支援～

豊かな暮らしの基礎づくり

～日常生活の支援～

心あたたかな地域社会づくり

～地域福祉の取り組み～

バリアフリーのまちづくり

～社会環境の整備～

(3) 障害福祉サービスの基盤整備に当たっての基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制については、見込み量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がいのある子どもの支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。

1) 訪問系サービスの充実

障がいのある人が、地域で生活していくためには、居宅生活を支援してくれる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援）について、障害種別に関係なくサービスが提供できるよう提供基盤の体制の充実とサービスの質を向上させていくことが必要となります。

2) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人が、地域で生活していくためには、日中に希望するサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を受けることができるよう、日中活動系サービスの充実を図ることが必要となります。

3) 地域生活支援事業の推進

地域生活で自立した日常生活や社会生活を送るためには、円滑にサービスが利用できるよう、中立かつ公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備するとともに、地域生活支援事業（コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援等）を地域の実情に応じて提供していくことが必要となります。

4) 地域生活移行の推進

障がいのある人が、地域で生活していくためには、地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）、自立訓練事業等の充実を図ることにより、施設入所や入院から地域生活へ移行できるよう、支援体制、訓練体制を整備していくことが必要となります。

5) 一般就労への移行の推進

障がいのある人が、地域で生活していくためには、働くことも重要なポイントとなります。就労移行支援や就労継続支援のサービスの充実を図るとともに、一般就労が難しい障がいのある人については福祉施設において雇用の場（福祉的就労）を拡大するなど、障がいのある人の一般就労への移行または、働く場の確保を推進していくことが必要となります。

2 平成 29 年度における成果目標

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成 29 年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上を地域生活へ移行。 ○平成 25 年度末時点の施設入所者数から4%以上削減。 ○平成 26 年度末において、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値として設定。
度会町の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○当該目標値の設定に当たっては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、平成 29 年度末までに少なくとも1人を地域生活へ移行させることとして目標を設定。また、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者(A)	11 人	
【目標】地域生活移行者の増加	1 人	(A)のうち、平成 29 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	9%	
【目標】施設入所者の削減	2 人	(A)の時点から、平成 29 年度末時点における施設入所者の削減目標値
	18%	
平成 29 年度末時点の施設入所者	9 人	平成 29 年度末の利用者数見込み

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年度における入院後3か月時点の退院率を 64%以上とする。 ○平成 29 年度における入院後1年時点の退院率を 91%以上とする。 ○入院期間が1年以上の長期在院者数を平成 24 年6月末時点から 18%以上削減する。
度会町の指針	○成果目標については都道府県のみが定めることとされているため、度会町においては関連する成果目標を定めていない。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	○障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備する。
度会町の指針	○地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する。障害者施設以外の福祉施設の活用等を含め検討する。

■成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	平成 29 年度末までに、1つを整備。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の2倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者数から6割以上増加する。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
度会町の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○当該目標値の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ○就労移行支援事業の利用者数について、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ○事業所ごとの就労移行率については、平成 29 年度末において、就労移行支援事業所の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者 (A)	1 人	平成 24 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	2 人	就労移行支援事業等を通じて平成 29 年度中に一般就労に移行する人数
	2 倍	$(B) \div (A)$
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	0 人	平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	2 人	就労移行支援事業の平成 29 年度末における利用者数
	- 割	$(D - C) \div (C)$
就労移行支援事業所数	0 か所	平成 26 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	0 か所	平成 29 年度の就労移行率が3割以上の事業所数



3 障害福祉サービスの見込量と方策

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時における移動支援。
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	人	1	3	3	4
	時間	4	16	16	20
重度訪問介護	人	0	1	1	1
	時間	0	8	8	8
同行援護	人	0	0	0	1
	時間	0	0	0	4
行動援護	人	1	1	1	1
	時間	22	16	16	16
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0

※平成 26 年度分については、平成 26 年6月末時点の実績からの見込み数値

■確保策

居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の訪問系サービスについては、地域生活において自立できるよう支援するサービスであり、障がいのある一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

訪問系サービス利用者は減少傾向にあります。今後、施設入所や入院から地域生活への移行に伴い、十分なサービスの提供できる体制を整備する必要があります。利用者の利用促進に努めるとともに、利用者一人ひとりに柔軟な対応ができるようサービス従事者の確保及び支援の質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会提供。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供。
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助。
短期入所(ショートステイ)	介護者の病気等によって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人	20	22	22	22
	人日	414	440	440	440
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0	1
	人日	0	0	0	23
自立訓練(生活訓練)	人	0	0	0	1
	人日	0	0	0	23
就労移行支援	人	0	1	1	2
	人日	0	20	20	40
就労継続支援(A型)	人	2	3	2	2
	人日	43	66	44	44
就労継続支援(B型)	人	7	7	7	8
	人日	116	105	115	137
療養介護	人	1	1	1	1
短期入所(福祉型、医療型)	人	3	5	5	6
	人日	9	15	15	18

※平成 26 年度分については、平成 26 年6月末時点の実績からの見込み数値

■確保策

生活介護については、日中に希望するサービスを受けることができるよう、日中活動系サービスの充実に努めます。特に、重度障がいのある人への支援や、精神障がいのある人への支援等、不足しているサービスの確保に努めます。

自立訓練については、特にひきこもり型のケースにおいて、社会福祉協議会職員や民生委員、行政職員が声掛け訪問を実施し、その後相談支援事業所へつなぐなど、地域の様々な支援者と連携し、利用促進に努めます。

就労支援については、「公共職業安定所」や「伊勢志摩障害者就業・生活支援センター」、就労訓練等事業所と連携し就労に関する支援を行います。就労移行支援利用者が就労継続支援利用者に比べ少ないことから、今後は就労継続支援利用希望者に対しても、就労移行支援の制度説明に努めます。就労施設については、送迎サービスのある事業所に働きかけ、町内だけでなく、多様な就労の場を提供します。

療養介護については、医療が必要な重度心身障がいのある人・子どもが対象となり、必要量を見込んでいます。

短期入所については、緊急時や介護者の負担軽減で利用者のニーズが高く、利用増が見込まれることから受け入れ先の事業所の確保のため必要量を計画しています。

(3) 施設系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人	2	2	2	3
施設入所支援	人	11	10	10	9

※平成 26 年度分については、平成 26 年6月末時点の実績からの見込み数値

■確保策

共同生活援助については、地域生活への移行をめざすなかにおいて重要な居住拠点であるため、利用者から大きなニーズがあり、今後も一定の増加が考えられます。潜在的なものも含め利用者のニーズに対応するため、今後の場所の確保に努めます。

また、施設入所については、平成 29 年度末における成果目標を踏まえての見込みとしています。

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人	3	3	3	4
地域移行支援	人	0	0	0	1
	人日	0	0	0	23
地域定着支援	人	0	0	0	1

※平成 26 年度分については、平成 26 年6月末時点の実績からの見込み数値

■確保策

平成 27 年度からは、障害福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を導入する必要があるため、指定特定相談事業所、障害児相談支援事業者の指定を行い、適切なサービス利用計画等の作成がなされる体制を整備します。

また、施設入所及び精神科病院に入院している人を地域移行するための相談支援や一人暮らしに移行した人への相談支援について必要量を見込んでいます。

4 障害児支援事業の見込量と方策

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある子どもの放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある子ども(今後利用予定も含む)が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日	8	5	8	8
	人	3	1	3	3
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	8	8	8	8
	人	3	5	5	4
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
障害児相談支援	人	1	1	1	1

※平成 26 年度分については、平成 26 年6月末時点の実績からの見込み数値

■確保策

児童発達支援については、町が支給決定を行い、費用を支弁することとなります。そのため、円滑に事業を運営できるよう、庁内体制の整備及び関係機関、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。また、障がいのある子どもの放課後の生活や長期休暇の生活の支援、特別支援学校卒業生の作業所等から帰宅後の生活の支援等、きめ細やかな生活の支援ができるよう、一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりを進めます。



5 地域生活支援事業の見込量と方策

【必須事業】

①理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有

■確保策

イベント等を活用し、講演や勉強会等を実施します。

②自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援します。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有	有

■確保策

既存の団体や福祉関連事業所との連携を図り、障がいのある人をはじめ、その家族、地域住民による自発的な取り組みの支援を実施します。そのために、活動に関する相談をしやすい体制づくりと交流の機会の増加を図ります。

③相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有	有

■確保策

障害福祉サービス利用者への計画相談の導入や個別に合わせた相談支援の充実を踏まえ、相談支援サービス実施事業所に対して支援を行います。

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	1	1	1

■確保策

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見制度の利用が必要な障がいのある人に対し、必要な支援を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

■確保策

平成 29 年度中の実施をめざし、三重県下の動向や社会福祉協議会等の動向も鑑みながら、法人後見支援に対する理解と周知を進め、組織体制の構築等の推進に努めます。

⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を役場等に設置します。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0

■確保策

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、障害者差別解消法や障害者権利条約等により合理的な配慮がなされる取り組みに対応できる体制づくりは社会全体の大きな課題であるため、必要量の確保に努めます。手話通訳者設置事業については、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じて、必要な日にのみ委託業者の派遣を受け設置します。

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具給付等事業	件	230	230	240	240

※平成 26 年度分については、平成 26 年度途中実績からの見込み数値

■確保策

日常生活用具等の給付を必要とする人がサービスを利用できるように日常生活用具等に関する情報の周知を引き続き図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	5

■確保策

他市町との合同開催等も視野に入れながら、手話奉仕員の養成を図ります。

⑨移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	時間	6.2	10	10	10

※平成 26 年度分については、平成 26 年度途中実績時点からの見込み数値

■確保策

障がいのある人の社会参加の促進に加え、障がいのある人や障がいのある子どもの自立に向けて、支援の充実に努めます。

⑩地域活動支援センター

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	か所	0	1	1	1
	人	0	1	1	1

※平成 26 年度分については、平成 26 年度途中実績時点からの見込み数値

■確保策

専門職員の配置や人材の育成を支援し、質の向上と必要量の確保に努めるとともに、サービスの周知と利用の促進を図ります。

【任意事業】

⑪訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	回※	9	9	9	9

※サービス利用者が1か月に利用する回数

■確保策

自宅浴槽での入浴が困難な障がいのある人を対象に事業を実施します。

⑫日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人分	9	9	10	10

※平成 26 年度分については、平成 26 年6月末時点の実績からの見込み数値

■確保策

「日中一時支援事業」については、ニーズが高く、今後も利用の増加が予測されることから、サービス提供事業所とも連携しながら、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。

⑬社会参加促進事業

■内容

サービス名	内容
社会参加促進事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■見込量

サービス名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会参加促進事業	人分	2	2	2	2

※平成 26 年度分については、平成 26 年6月末時点の実績からの見込み数値

■確保策

サービス事業所と連携し、利用者のニーズに合ったサービス提供体制の整備を進めます。

第4章 計画の推進

1 関係各課・関係機関・関係団体との連携

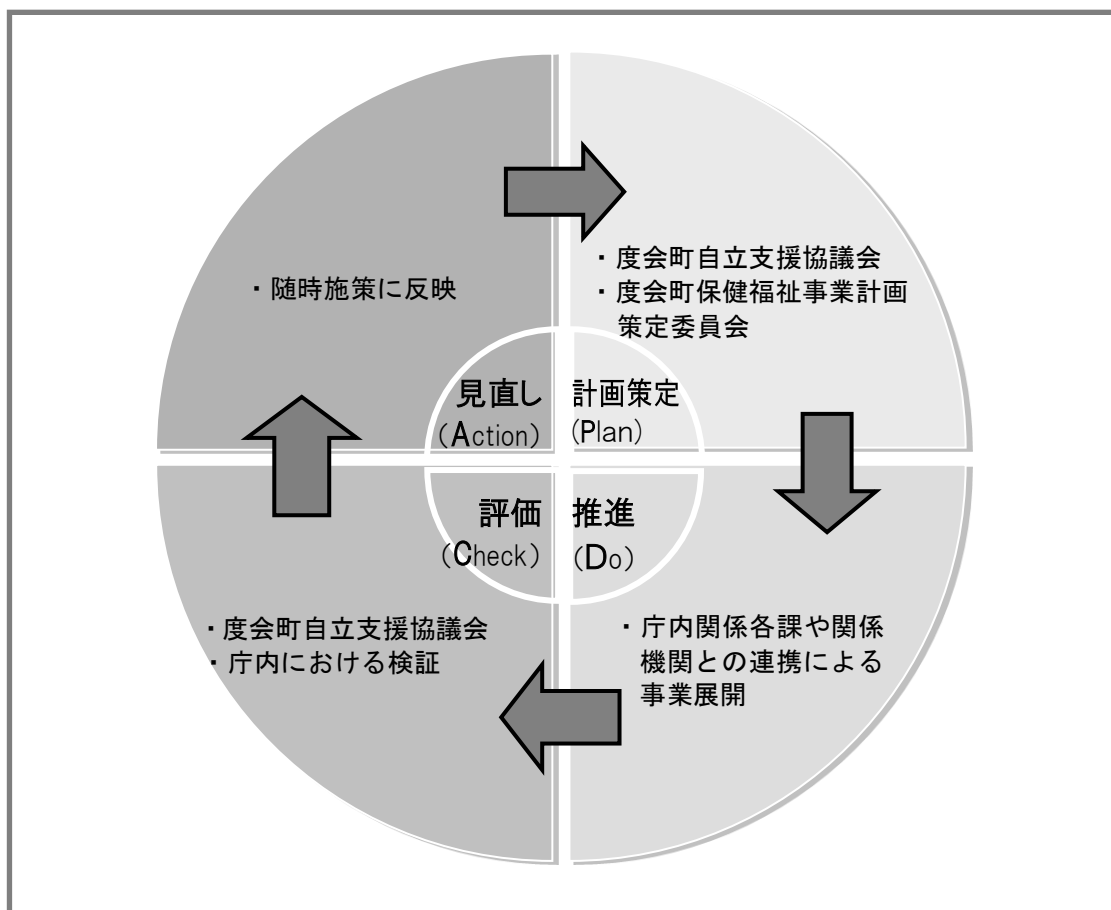
障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

また、障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。

2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「度会町自立支援協議会」及び、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで本計画を推進していきます。



資料編

1 計画策定の経過

日時	内容
平成 26 年 8 月 8 日 (金) 19:00～	障害者自立支援協議会
平成 26 年 10 月 16 日 (木) 15:30～	第 1 回度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・計画策定の概要(制度概要等)
平成 26 年 10 月 22 日 (水) 19:00～	障害者自立支援協議会
平成 26 年 11 月 26 日 (水) 19:00～	第 2 回度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・素案の承認
平成 27 年 1 月 15 日 (木) 13:30～	障害者自立支援協議会
平成 27 年 1 月 29 日 (木) 14:00～	第 3 回度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・計画原案(最終案) ・パブリックコメントの確認

2 度会町保健福祉事業計画策定委員会委員名簿

委員の区分	役職名	氏名
学識経験者	町議会産業福祉常任委員会委員長	濱岡 裕之
福祉関係者	度会町民生・児童委員協議会 会長	山下 良子
医療関係者	森本医院 院長	森本 幸己
住民代表		山下 隆二
住民代表		坂本 裕
関係団体 (障害)	度会町手をつなぐ親の会 会長	溝口 周生
関係団体 (障害)	障害者相談支援センターブレス 所長	笠松 成夫
関係団体 (地域福祉)	度会町社会福祉協議会 事務局長	中村 正樹
関係団体 (介護)	度会町居宅介護支援事業所 管理者	森本 よしみ
行政関係者	総務課長	西岡 一義
行政関係者	政策調整室長	中井 宏明
保健関係者(行政)	保健師	山下 弓子

3 用語解説

あ行

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、住民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない住民活動団体という意味で用いられる場合が多い。1998（平成 10）年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か行

グループホーム

障がいのある人等が援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障がいのある人や精神障がいのある人が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設。

ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉等様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がいのある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

さ行

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成 5 年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義された。また、平成 16 年に一部改正が行われ、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等が盛り込まれた。

障害者自立支援協議会

障害福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

身体障がいのある人

身体の機能に障がいがある者。身体障害者福祉法の規定では、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の内部障がいがある18歳以上の者であり、身体障害者手帳の交付を受けた者。18歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付はされるが、児童福祉法の適用を受ける。

精神障がいのある人

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の中で、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義をしている。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

た行

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域生活への移行

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障がいのある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

知的障がいのある人

知能を中心とする精神の発達の遅れがあり、社会生活への適応が困難な状態。都道府県知事から療育手帳の交付を受けた人。

特別支援学校

旧「盲・ろう・養護学校」のことで、平成19年度の特別支援教育の本格実施に伴い、一般的に「特別支援学校」と称されている。障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

な行

難病

原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれがある疾病。

ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

は行

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

福祉避難所

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

ら行

療育

障がいのある子どもが医療的配慮のもとで育成されること

第4期度会町障害福祉計画

発行：度会町役場 福祉保健課
三重県度会郡度会町棚橋 1215-1

TEL (0596) 62-2413 FAX (0596) 62-1138